

今後のバイオ小委員会の議事の取扱い等について

令和 2 年 9 月

- 審議会は、原則として、会議又は議事録を公開することとする。ただし、
特段の事由により会議及び議事録を非公開とする場合には、その理由を
明示する。
- 個別の事情に応じて、会議又は資料を非公開にするかどうかについての
判断は、委員長に一任するものとする。